



進路だより

茨城県立大子特別支援学校 進路指導部

令和 5年 1月 27日 【 No. 4 】

新しい年を迎え、今年度も一年間のまとめをする時期になりました。子どもたちが様々なことに挑戦し、目標に向かって飛躍する年になるよう努めてまいります。今年も、ご支援ご協力の程、よろしくお願いいたします。

今回は、「障害福祉サービスの利用」についてです。



〇個別面談が始まります（1/30～2/3）

今年度、最後の個別面談が始まります。お子様の日々の学習の様子や家庭の様子について話し合ってください。とともに、保護者の皆様が考えているお子様の「これから」についてもぜひお聞かせください。例えば、中学部では、2年に一度、県立常陸太田特別支援学校高等部の見学を実施しています（次回は令和5年度に実施予定）。学校見学をする場合は在籍校（本校）を通しての申し込みとなりますので、希望がありましたら担任を通してお知らせください。それ以外の進路に関する相談も、ぜひ面談の中でお伝えいただければと思います。

〇障害福祉サービスの利用について

参考：「障害者総合支援法による障がい福祉サービス利用のてびき」

<障害福祉サービスって何？>

※ 以下、文中の「児童」とは、18歳以下の児童生徒の意味で使用しています。

児童福祉法により障害のある児童を対象にしたサービスのことで、日常生活や集団生活に必要な訓練等で発達や自立を支援する通所サービスや入所サービスがあります。

例えば、「放課後等デイサービス」は、放課後や夏休みなどの長期休暇に利用でき個別の発達支援や集団活動を通して、家と学校以外の居場所や友だちをつくることができます。



<どんな人が利用できるの？>

「障害者総合支援法」に基づき提供される障害福祉サービスの対象者は、
身体障害者 ・ 知的障害者 ・ 精神障害者（発達障害も対象） ・ 障害児です。

<どんなサービスが受けられるの？>

〇 通所サービス例 …「放課後等デイサービス」

放課後や夏休みなど長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や地域社会との交流促進など。

- ・ 常陸大宮市 →らいおんハート、ころっポごろっポ、クオリティ・オブ・ライフ など
- ・ 大子町 →NPO だいて

〇 入所サービス例 …「福祉型・医療型障害児入所支援」

窓口は児童相談所で、障害のある児童に対し日常生活の指導や自立に必要な知識や技能を身に付けるための支援等。「福祉型」の他に、福祉サービスに合わせて治療を行う「治療型」があります。

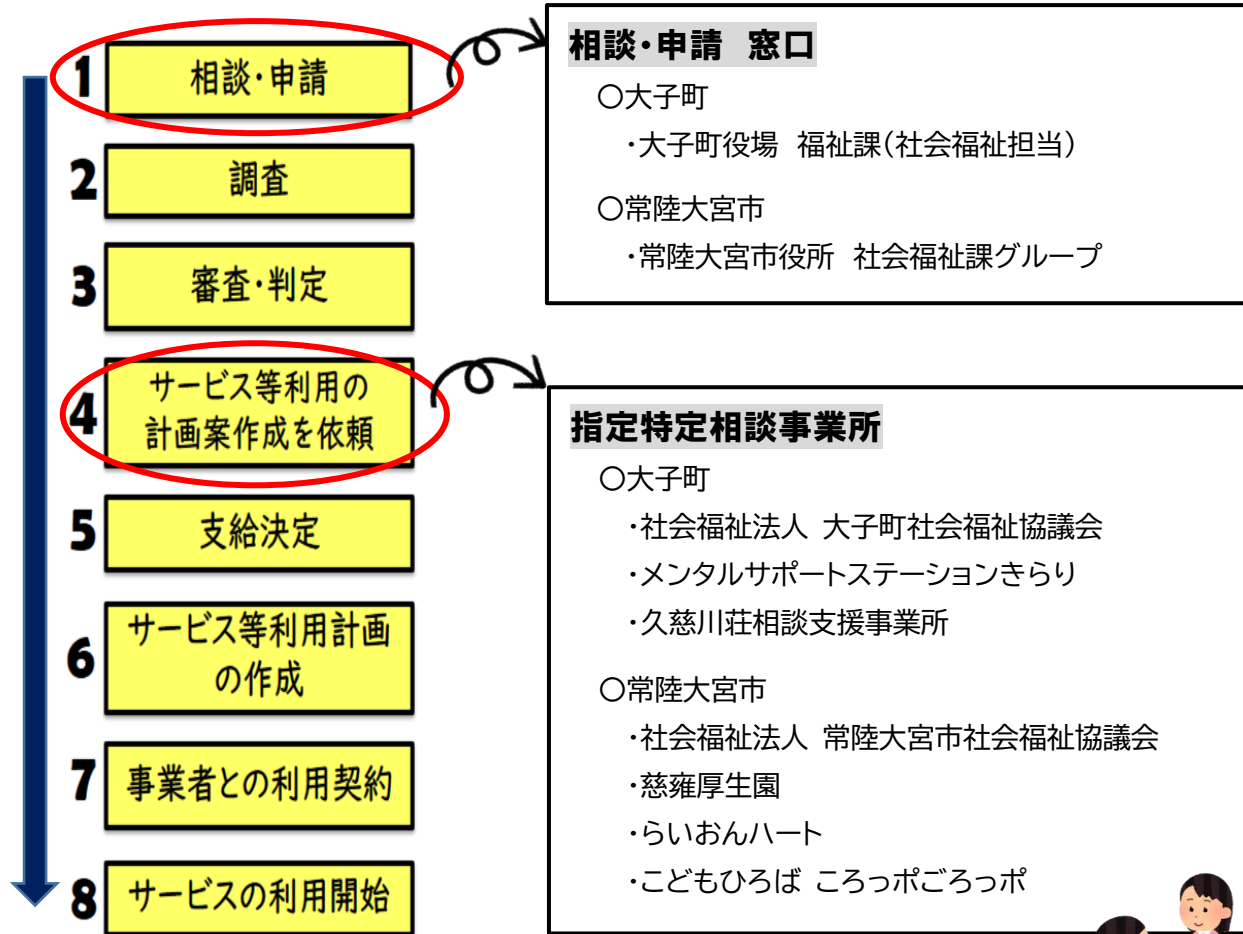
- ・ 茨城県立あすなろの郷（水戸市）、白山学園（筑西市）、潤沼学園（茨城町）など

※ 本校通学区域内の入所施設は、18歳以上の方の利用となります。



<どうしたらサービスが利用できるの?>

サービス利用までの流れ



- 1 市町村の担当窓口で相談し、サービスが必要な場合は、市町村に申請する。
- 2 サービスの利用を希望する本人や家族に対し、障害や生活の状況などの調査の実施。
- 3 2の調査結果をもとに、一次判定→審査会→医師の意見書などをもとにした判定(二次判定)により、「障害支援区分」が決定。
- 4 指定特定相談支援事業者(上記)に、サービス等利用計画案の作成を依頼。
- 5 計画案等から利用できるサービスの支給が決定し、「**障害福祉サービス受給者証**」が交付される。
- 6 支給決定後に、指定特定相談支援事業者が、実際に利用するサービス等の利用計画を作成。
- 7 実際にサービスを利用する「サービス提供事業者」を選び、利用契約をする。
- 8 「障害福祉サービス受給者証」を提示し、利用計画に沿ったサービスを利用する。

* 「障害福祉サービス受給者証」…サービスを利用時に、サービス提供事業者に提示します。有効期限が過ぎたあとの再申請や、支給量の変更を申請する際にも必要となりますので大切に取り扱いましょう。